

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外30名

被 告 中部電力株式会社

## 原告準備書面61

2026(令和8)年1月13日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏弘

弁護士 河合 弘之

弁護士 青山 雅幸

弁護士 大石 康智

外

## 1 原子力規制委員会の審査手続が内包する限界ないしは欠陥

令和8年1月5日、被告は社長自らが記者会見を開き、原子力規制委員会において進められていた新規制基準適合性審査（設置変更許可申請）における重要事項である基準地震動に関するデータに関し、故意に過小評価した不正データを提出していたことを発表した。原子力規制庁によれば、「去年2月に規制委員会に対して外部からの通報があり、中部電力の社内調査で発覚したということで、中部電力は先月18日に規制委員会に報告した」（甲B123）とのことである。

この不正データ提出について、令和8年1月7日に行われた原子力規制委員会定例会議では、原子力規制委員会の山中伸介委員長は「安全に直接関わる審査データの捏造案件である。明らかに不正行為である」と意見し、山岡耕春委員（原子炉安全専門審査会審査委員、核燃料安全専門審査会審査委員、地震・津波部会部会長）も「捏造または改ざんにあたるものかなと私は考えていて、事は重大」との見解を述べた。また、会議後の記者会見で山中委員長は、「安全確保を行うのが事業者の責任であると、それを裏切るような行為であると考えているところで、原子力安全を破壊するもの」とこの問題を評価し、強い非難を加えている（甲B124）。

また、同月5日の記者会見において、被告代表者である林欣吾社長は、「当社の原子力事業に対する信頼を失墜させ、事業の根幹を揺るがしかねない重大な事案であると、きわめて深刻に受け止めている」と述べただけでなく、「浜岡原発を運営する原子力事業者としての適格性を疑われると痛感している。」と述べている（甲B125）。

この重大な、捏造データの提出という手続における不正行為は、次の三つの点を明らかにした。

その一は、被告は、原子力基本法2条の4・第1項により原子力事業者に求められている、原子力事故の発生の防止のために必要な措置を講じ、安全性の向上を図るという基本姿勢が根本的に欠けているという点である。

その二は、ごく少数の専門委員が、申請者の提出するデータに基づき受動的な審査を行う方式の原子力規制委員会による審査（甲 A3・31 頁・最初の質問）では、事業者が虚偽あるいは不正なデータを提出して許可を得ようとした場合、これを見抜くことは出来ない、という点である。

その三は、その二に関連する問題であるが、原子力発電所の耐震性やその基礎となる地震動などの自然科学的事実、科学的事実は複雑多岐にわたるため、ブラックボックスとなり、事業者性善説に立たなければ審査自体が成り立たないという点である。

したがって、原子力事業者ないしはその従業員・役員において、数千億円に上る設備投資を費やした原子炉を再稼働させたいという経済的動機ないしは内部組織上の動機が強ければ、意図的にデータを選定もしくは操作するという事態は当然に生じうる。そのことが露呈する可能性が極めて低いからである。現に今回も、原子力規制委員会は、審査の過程において被告の不正（捏造）を見抜いたのではなく、2024年9月6日の当該項目審査終了から約5ヵ月後に外部通報があるまでその事実に気づきもしないままであり、外部通報があつてからも自らの調査によって不正を確定したのではなく、被告に調査報告を求め、これに対する被告の報告をもつて不正の事実を確定したものであった。結局、原子力規制委員会は、独力ではデータ捏造の事実を探知・判定できないまま、不正を看過していたものである。

一方で、被告が原子力規制委員会に対し、不誠実ないしは不正とも言えるデータを提出していたのは今回が初めてではない。

原告準備書面32・11頁以下で指摘したとおり、平成26年6月20日第120回審査会合資料1-1「浜岡原子力発電所4号炉敷地周辺陸域及び敷地近傍の活断層評価」（甲B76・65頁以下）においては、御前崎台段丘の各活断層が

「リニアメント」<sup>1</sup>と書き換えられ、さらに最も権威ある文献で確実度 I (活断層であることが確実なもの) とされているところ、Bランク、Cランクとの評価がなされ、判読長も著しく短く記載され、浜岡原発にもっとも近接した白羽断層に至っては、「日本の活断層 (1991)」(甲B75) では長さ 2.5 km とされているのが、僅か 0.1 km に短縮されてしまっている。

さらには昭和 61 年 11 月「浜岡原子炉設置変更許可申請書 (4 号炉の増設及び 1、2、3 号炉施設の変更) 4 号炉増設にかかる添付書類六の 3」(甲 B126・6-3-191 頁) では、H 断層系が H-1 ~ H-4 の 4 本しか描出されておらず、平成 27 年 1 月「発電用原子炉設置変更許可申請書 (4 号発電用原子炉施設の変更) 本文及び添付書類 (添付書類六)」では、H-1 ~ H-5 断層と 5 本としてたところ (乙 B52・6-3-84 頁, 167 頁)、同年 6 月に提出された「発電用原子炉設置変更許可申請書 (3 号発電用原子炉施設の変更) 1/4 本文及び添付書類」においては、突如として H-1 ~ H-9 の 9 本とほぼ倍増された (乙 B56・6-3-84 頁, 167 頁)。

この点について、原告兼原告代理人 (青山雅幸) が、令和 3 年 4 月 8 日の第 204 回国会・原子力問題調査特別委員会で当時の原子力規制委員会更田委員長に質疑を行ったところ、更田委員長は次のとおり答弁した (甲 A3)。

「お答えいたします。

H 断層系一つを取ってみても、当初申請、私たちの数え方ですけれども、四号機の当初申請があったときに、H-1 から H-5 まで五本。その五か月弱先の三号機の当初申請のときは、これが H-6 から 9 が追加をされています。

当初申請における出し方が、ある意味、道義に対してどうであるかというのが、極端な場合は疑われるんだろうと思っております」

---

<sup>1</sup> 空中写真で地表に認められる、直線的な地形の特長 (線状模様) のことを言う。

このときの答弁で、時の原子力規制委員会委員長が「道義に対してどうであるか」と、異例とも言える強い言葉で被告の態度、原子力規制委員会の審査に対する被告の姿勢を批判したのであったが、その被告の態度は今日まで続き、さらに大きな不正にまで至ったのである。

顕在化しただけでも、地質、地震動という極めて客観性の高い科学的事実について不正なデータ提出を行っていた被告が、他のデータについては誠実かつ適正なデータを原子力規制委員会に提出していたとは到底考えがたいところである。

これらの事実の示すところは、以下の結論である。

被告は意図的に不正データの提出を行い続け、原子力規制委員会にはそれを判別する審査能力はない。よって、原子力規制委員会の審査では、浜岡原子力発電所の安全性を確保できないことは明らかであるが、それは制度上の欠陥ならびに被告の原子力事業者としての資質の欠落に由縁するものであって、今後ともそれが根源的・本質的要因であるが故に、是正・解消されることを期待し得ない。

## 2 基準地震動データ不正は波及効果が甚大であること

基準地震動の過小評価は、訴訟提起当時から原告が繰り返し主張してきた論点である（準備書面 5・27 頁以下・37 頁以下、準備書面 29・47 頁以下）。前項でも触れたが、原子力規制委員会における審査は、原理上事業者が選定・選抜したデータに基づき行われるものであり、事業者側が公正・公平な立場から自らに不利なデータであっても敢えて提出するという前提が成り立たなければ、真に適正な判断（安全性に問題がある原子炉につき「不許可」の裁定を下す）ことは不可能である。そして、この点は、本件訴訟でも共通する。科学的議論における基礎となるデータは、もっぱら被告が掌握するところであるが、立場の違いはあっても、被告技術者は、科学的誠実性をもって、すなわち、データを改ざんしない、都合の悪い結果を隠さない、正確に報告する、という態度・価値をもって対応していることを前提に議論されることが期待されていたはずである。それが、一企業の利害を超えて、地域住民のみならず日本の運命すら左右しかねない原発訴

訟、特に日本の真ん中に位置し、東京、名古屋という日本の中核に近接する浜岡原発の安全性についての訴訟において立場を超えて求められていたはずのものである。それが、今回のいわばメガ不正の露見で根本から覆されたところである。

また、容易に推測されるところであるが、基準地震動の過小評価問題は、正しい基準で評価すると、原子力発電所の構造物が耐えられないことが判明したためではないかと推測するのが合理的である。原子力施設において基準地震動を引き上げれば、建屋、配管、機器支持構造などが設計限界を超える可能性が生じる。その場合、大規模な補強工事や設計変更、さらには再稼働断念といった極めて重い経営判断が不可避となるが、今回不正を行ったと報じられている被告原子力土建部の技術者は、それを避けるためにデータを操作したのであろう。ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない事態を生じさせ得る原子力事業においてはあり得ない対応というしかない。だが、「基準を満たせない」という結論は組織内で共有しづらく、技術者個人の判断では真実を述べることが困難となる。このような環境下では、「結論を変えずに説明を整える」「データを改ざんして結論を動かさないようにする」誘惑が常に生じ得る。スズキ自動車の排ガス規制を巡る不正、東洋ゴムにおける免震ゴムの性能試験不正、三菱自動車の欠陥ホイールベース放置など、幾多も同様の事例が起きている。今回も、説明していた手法とは異なる評価方法が用いられ、結果として地震動が低く算定されていたのであれば、それは単なる計算誤りや学説の相違ではなく、ある目的を満たすために意図的に一定の指向性をもった操作がなされたものと見るしかない。

前項でも述べたが、問題の本質は地震学上の評価の当否ではなく、原子力規制委員会に対し、評価過程を正確かつ誠実に示していたかという点にある。不都合な結論を回避するため評価手法を事実上操作し、そのことを原子力規制委員会に隠して偽りの説明をする行為は、審査手続全体の信頼性を損なう行為であり、逆に言えば審査に内在する限界を露呈したものと評価せざるを得ない。

### 3 今回の捏造発覚が本件審理に強く関連すること、およびそこから導かれる結論

について

また、本件訴訟も、この不正と当然ながら牽連している。本件訴訟における主要論点の一つである基準地震動および耐震設計等に関する被告主張も、当然ながら、被告が基礎となる統計的グリーン関数により導かれた地震動を捏造するなどという事態を前提としたものとはなっておらず、これが捏造によってなされたとするならば、従前の認否反論を撤回し、捏造の事実を前提とした認否反論をし直す必要がある。その上で、正当なデータを改めて提出した上で再度の主張立証が必要となることは火を見るより明らかだからである。

この基準地震動および耐震設計に関しては、原告は、平成23年7月1日提出の訴状（40～64頁、80～92頁、105～107頁、143-145頁）を始めとし、準備書面3（29～35頁）、準備書面5（26～34頁、37～44頁、特に統計的グリーン関数については37～39頁、42頁）、準備書面8（9～10頁）、準備書面11（2～6頁）、原告準備書面13（全体）、準備書面16（6～10頁）、準備書面18（23～25頁）、準備書面20（全体）、準備書面23（4、5頁）、準備書面25（3、4頁）、準備書面29（43～49頁、特に47頁）、準備書面37（7～11頁）、準備書面45（全体）、準備書面49（全体）とこの15年間で膨大な主張・立証を行ってきた。当然、被告はこれらに対する反論を行ってきたものであるが、その反論の大前提となる基準地震動の策定を不正に行って過小評価するという捏造がなされてきたのであるから、被告反論のすべては不正な基礎に基づく不正な主張と見做されることとなって、その反論は有効なものとはならない。また、これらの不正主張は、民事訴訟法2条の定める「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない」という民事訴訟法上の信義則に反するものであったことは明らかである。

一方、被告は、やはり主要論点の一つであった重要構造物直下の活断層に関する被告主張について、「社内の方針が固まるまで」と称して5年間も先送りし

続けてきた（準備書面50参照）前歴がある。この経験および今回のデータ捏造が本件原発の安全性に照らし、まさに根本となる問題であることに照らせば、基準地震動および耐震設計に関する被告主張の撤回や修正、そして新規主張の提出に至るには、5年間を遙かに上回る時間を要するであろうことは誰の目にも明らかであろう。

また、この捏造問題は、基準地震動および耐震設計の問題にとどまらない。本件原発の安全性（福島第1原発事故で明らかなどおり、使用済み核燃料を含めた核燃料を冷却するための冷却水の供給が継続されることが、原子炉運転中・運転休止中を問わず原子力発電所の安全にとって、絶対的に必要不可欠であるところ、本件原発の冷却水の供給源である取水塔の耐震性の確保は不可欠である。このため、本件訴訟においても、昨年9月30日付原告準備書面59において、古い津波波高予測や基準地震動に基づく耐震設計に基づき建設され、その後何の補強もしていないことが明白な取水塔に関して被告に求釈明を行った。これに対して、被告が令和7年11月10日に行ったのが以下の回答である（令和7年11月10日といえば、時期的に被告自身、基準地震動につきデータを捏造していたことが明白になった時期であろう）。

「南海トラフ沿いのプレート間地震に係る最新の知見である南海トラフ検討会の知見を反映し、新規制基準に沿って検討を行い、原子力規制委員会の審査を経て、基準地震動及び基準津波を策定している。

～略～

被告は、前記のとおり地震や津波に対して強い構造及び形状を有する本件原子力発電所の取水塔について、基準地震動によって取水塔に作用する地震力及び基準津波によって取水塔に作用する波力を地震応答解析や津波の数値シミュレーションに基づき算定するなどして、基準地震動及び基準津波に対しその機能が維持されるよう耐震設計及び耐津波設計を行うとの設計方針としており、現在、原子炉設置変更許可申請に係る審査においてその妥当性について説明し

審査を受けている。この審査において妥当とされた設計方針に従い、被告は、今後行われる設計及び工事の計画の認可申請に係る審査において、基準地震動によって取水塔に作用する地震力及び基準津波によって取水塔に作用する波力を算定するなどして、これらに対し取水塔の機能が維持されることを解析によっても確認し、その内容を説明して審査を受けることとしている。」

すなわち、捏造されたデータによって策出された不正な基準地震動が取水塔に作用する地震力によれば取水塔の機能が維持されることを確認したなどと平然と述べ、さらにはその内容で審査を受ける、と主張したのである。

被告が、基準地震動のみならず、他の重要論点についても不正な主張をしていたことは明らかであり、それは取水塔のみならず、巨大な防波壁の耐震性についても同様である。

また、基準地震動について捏造による不正を行っているのであるから、極めて対応困難な巨大津波の波高予測や対津波設計に関連しても同様の不正が行われている蓋然性が極めて高いと推認されるところである。

以上によれば、被告の本件訴訟における主張・立証の大半が、撤回および捏造による不正であったことを認めた上での主張の修正、さらには新データによる新たな主張の策定を要することは明らかであるが、これを許せば訴訟手続の遅滞を招くことは極めて明確であり、かつこの事態は被告自身の不正によって招かれたものであることからすれば、民事訴訟法157条1項に基づき、裁判所は時機に後れた攻撃防御方法として被告の主張の修正を受け入れるべきでない。

以上によれば、上記主要な論点につき、被告が従来の主張の撤回および修正を今さら行うことが許されないこと、ならびに前記1記載のとおり、被告が原子力基本法2条の4・第1項により原子力事業者に求められている、原子力事故の発生の防止のために必要な措置を講じ、安全性の向上を図るという条件を欠いていることは、被告代表者が「浜岡原発を運営する原子力事業者としての適格性を疑

われる」と述べたとおり明らかなことからして、これ以上の主張・立証を待たずして、原告の主張が認容されるべきことは明白となった。

#### 4 補足・被告の法廷に対する不遜な態度

前項末尾で言及した被告の取水塔に関する主張は、令和7年11月10日のものである。被告代理人が昨年のいつの時点での不正を知ったかは明らかでないが、昨年2月に原子力規制委員会に通報があり、5月に原子力規制委員会から被告に求釈明があったとの被告公表資料（甲127・3頁）によれば、被告代理人がこの時期にこれを知り得なかつたとは思えない。にもかかわらず、平然と捏造によって策定された基準地震動に依拠した主張をこのとき、御庁に提出し、法廷で陳述したのである。

また、毎回法廷で開陳されていた被告代理人による原子力規制委員会進捗状況の報告では、原子力規制委員会からの被告への問い合わせや、これに基づく社内調査などの動きに一切触れられることはなく、ただ、順調に進展しているとの報告がなされ、裁判所もこれに依拠した訴訟指揮や求釈明を行っていた。

これらは米国であれば法廷侮辱（Contempt of Court）に問われかねない行為であったとも言える。

一方、被告代表者はこの捏造に関する記者会見において、「規制庁の方にも多大なご迷惑とご心配をかけている。心からおわび申し上げる。今後は規制庁の判断にゆだねる」（甲125）と述べたが、裁判所に対しても捏造データによる主張を行ってきたこと、しかも直近においても上記のとおり捏造データを根拠とした重要建造物の安全性に関する主張を平然と行ってきたことについては、謝罪はおろかなんらの言及すらしていない。

被告は、司法に対するリスペクトを欠き、愚弄していると評価せざるを得ない。

#### 5 結語

ひとたび事故が起きれば、取り返しのつかない事態を生じさせ得る原子力事業においては、「地震に耐えられない可能性がある」という情報こそが最優先で共有

されるべきである。しかし、被告は、それに直結するデータが現場や組織内で止められていたのであり、その組織風土自体に、原子力事業者として、原子力発電を扱わせるべきではない重大な問題があると言わざるを得ない。繰り返すが、被告代表者自身が「浜岡原発を運営する原子力事業者としての適格性を疑われる」と述べたとおりであり、しかもそれは今この時のみでなく、過去の履歴においても露見していた事実である。

折しも本件訴訟においては訴訟提起後15年の審理を経た今この段に至って、そのような事情を知り得なかつた裁判所より本件訴訟に関する「訴えの利益」に関する問題が提起されている。原子力規制委員会における審理は、本件原発のような沸騰水型の場合、長期間を要する傾向にあること、また立地条件もあり審査が慎重に進められていることなどから、本件原発の設置変更許可の時期が見通せないことから、原告らに本件原発の運転を差し止める訴えの利益が欠けるのではないか、という問題提起であった。

だが、上記の通り、原子力規制委員会における審査が、被告という不誠実な原子力事業者に対しては無力であることが露呈した今、「訴えの利益に欠ける」という理由によって15年の審理を無駄にして却下することが、司法に、裁判所に求められているところであろうか？今この時に、形式的な理由での門前払い判決を裁判所が行ったとしたら、国民の裁判に対する失望は極限に達することは想像に難くないのは誰しもが理解するところであろう。

この大問題を司法が原子力規制委員会という一行政機関に委ねたとしたら、時が過ぎれば、前記第一項に記載したとおりの本質的な欠陥を有する制度による審査が進められるに過ぎない。そこで埋もれたままの不正データ、あるいは新たに策出された不正データが提出され、そして制度欠陥によってこれを判別する手段を有しない原子力規制委員会が再稼働を許可し、その時に90%を超える確率で近々に本件浜岡原発を襲来することが予測されている南海トラフの超巨大地震が現実となつたら、浜岡原子力発電所の安全は確保されるのか？静岡県民360

万人の、首都圏300万人の安全を確保できるのは、政治的利害に囚われた国や地方自治体でも、判断資料においても審査手法においても手足を縛られた原子力規制委員会でもない。公正中立な立場から、国民の権利を擁護できる唯一の存在である、司法、その具現者である裁判所、裁判官しかないのである。三権分立の一翼を担う、司法の、裁判所の鼎の軽重が問われている。

以上のとおりであり、基準地震動という耐震設計その他本件原子力発電所の安全性に関して根本的な関係性を有するところのデータについて、捏造という極めて悪質性の高い不正が行われ、この点に関して修正を余儀無くされるとすれば、あらゆる論点においても被告はその主張の修正を余儀無くされることは必然であるが、これを許すことは訴訟手続の遅滞を招くことは極めて明確であり、かつこの事態は被告自身の不正によって招かれたものであることからすれば、裁判所は時機に後れた攻撃防御方法として被告の主張の修正を許すこと無く直ちに結審し、「浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない」という原告らの請求を認容されたい。

以上